

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」について

1. 設置の趣旨

- 社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化・重複化、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について見直しが必要になっている。
- また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。
- このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである。

2. 主な検討項目

- 福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理について
(例) 法人経営の透明性の確保(社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法)など

3. 構成員

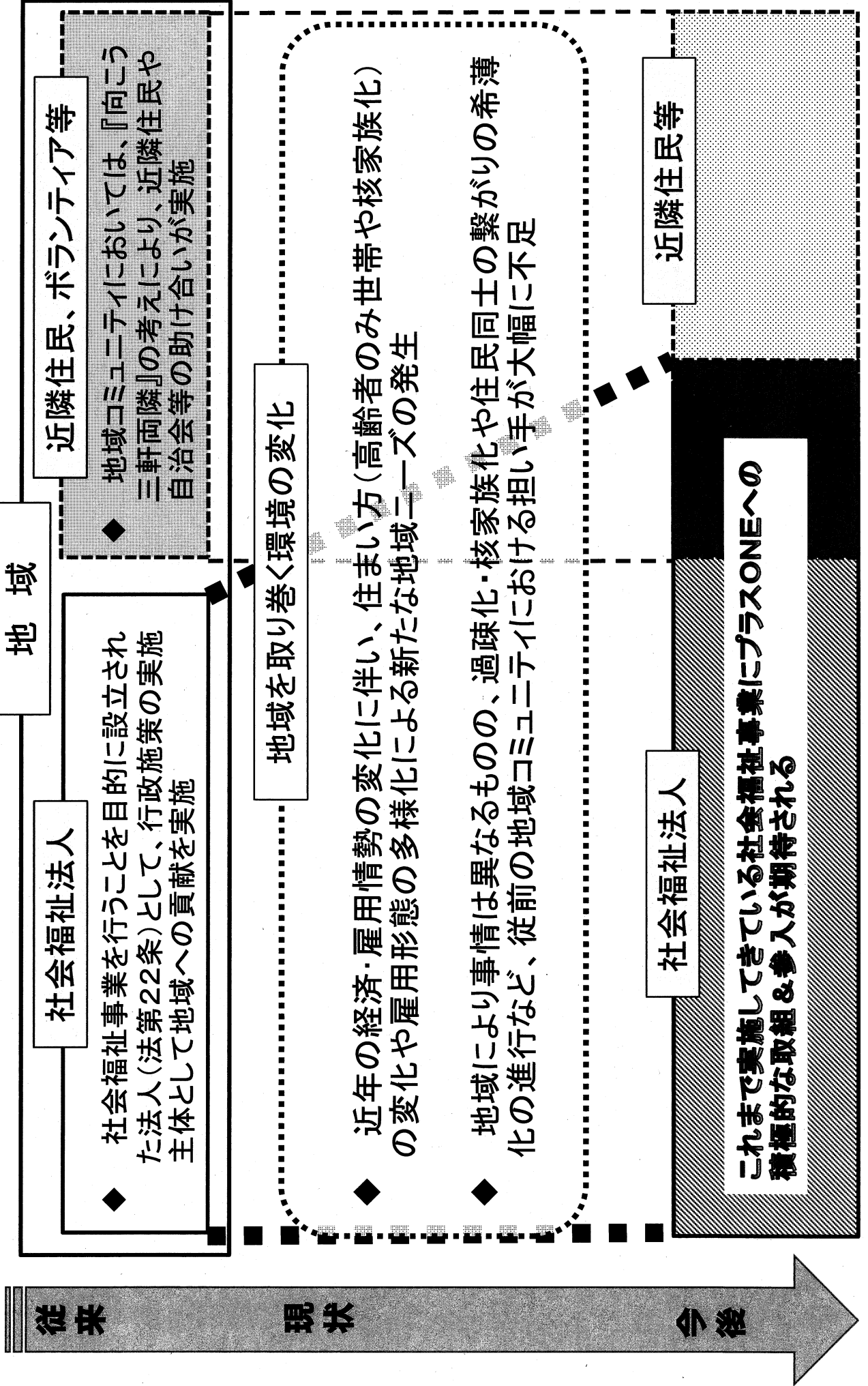
- ・ 浦野正男 <(福) 中心会理事長>
- ・ 雄谷良成 <(福) 佛子園理事長>
- ・ 高橋利一 <(福) 至誠学舎立川理事長>
- ・ 田島誠一 <日本社会事業大学専門職大学院特任教授>
- ・ 田中滋 <座長: 慶應義塾大学大学院教授>
- ・ 千葉正展 <(独) 福祉医療機構経営支援室経営企画課長>
- ・ 対馬徳昭 <つしま医療福祉グループ代表>
- ・ 西元幸雄 <(福) 青山里会常務理事>
- ・ 藤井賢一郎 <上智大学総合人間科学部准教授>
- ・ 松原由美 <(株) 明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員>
- ・ 松山幸弘 <(一財) キヤノングローバル戦略研究所研究主幹>
- ・ 宮田裕司 <(福) 堺曙福祉会理事>
- ・ 森貞述 <元高浜市長>

4. これまでの開催実績

- 第1回(9月27日)
「今後の社会福祉法人の在り方について」(フリーディスカッション)
- 第2回(10月28日)
「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について」
- 第3回(11月18日)
「社会福祉法人のガバナンスについて(法人の組織の在り方、透明性の確保について)」
- 第4回(12月16日)
「社会福祉法人の大規模化・協働化等について」
- 第5回(1月20日)
「社会福祉法人の適正な運営の確保について」
- 第6回(2月20日)
「イコールフッティングについて」、「福祉人材の確保について」

※平成26年5月頃を目途にとりまとめ(予定)

地域を取り巻く環境の変化



社会福祉法人制度に対する主な指摘

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

検討会における議論の経過①

第1回(フリーディスカッション)

- ・今の社会福祉法人は、制度で決まっている社会福祉事業しかやっていないと思われており、それ以外の取り組みを国民に伝えていくことが必要ではないか。
- ・法人が新たな提案をしても、全県域で同じ事ができなければ認めない所轄庁も存在するが、それでは地域のニーズに対応できないのではないか。
- ・ワンマン経営とならないよう、法人のガバナンス強化の仕組みを構築すべきではないか。
- ・財務諸表について、所轄庁のチェックが機能していない。正確な財務諸表を作り、公開していくことは当然ではないか。
- ・内部留保は多寡の問題ではなく、目的や計画を説明することが必要ではないか。
- ・地方公共団体の中には地域のニーズに目を向けず、かつての慣例に従った画一的な指導をしているところも残っているのではないか。

第2回(社会福祉法人が期待される「更なる取組」について)

主な論点

- 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか。
- どのようなすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか。

主な意見

- ・社会福祉法人自らがNPOや民生委員等の地域資源と連携し地域の問題を解決するべきではないか。
- ・社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき。還元しないのであれば課税という手段もあるのではないか。
- ・地方公共団体の中には、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えをもっているところもあり、法人のやる気をそぐ場合があるのではないか。
- ・法律で強制されないことは実施しない法人も存在するのではないか。
- ・地域への貢献等を客観的に評価する仕組みが必要ではないか。

第3回(社会福祉法人の組織の在り方)

主な論点

- 社会福祉法人のガバナンスをどう考えるか。
- 地域に積極的に貢献するために、どのようなガバナンスの改善が求められるか。

主な意見

- ・公益法人改革のように、役員等の法人運営に対する責任を果たすため、損害賠償責任などを明確にすべきではないか。
- ・監事が不適切な財務諸表を見抜けないことは問題ではないか。
- ・一定の規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要ではないか。
- ・諮問機関としての評議員会の役割は重要であり、保育所や介護事業なども必置とすべきではないか。

検討会における議論の経過②

第3回(社会福祉法人運営の透明性の確保について)

主な論点

○社会福祉法人が果たすべき説明責任の範囲についてどのように考えるか。

主な意見

- ・厚生労働省が提示した財務諸表の公表に関する対応方針については、最初の第一歩として進めていくべき。
- ・ただ単に財務諸表を公表するのではなく、経営分析ができる程度の財務諸表の公表が必要ではないか。
- ・社会福祉法人自らが公表するとともに、所轄庁についても公表に関与すべきであり、都道府県単位で公表する方法も考えられるのではないか。
- ・財務諸表の公表に当たっては、財務諸表の正確性の担保が必要ではないか。
- ・財務諸表を公表するのみではなく、地域への貢献などの法人が実施している取組も伝えていくことが必要ではないか。

第4回(社会福祉法人の大規模化・協働化等について)

主な論点

- 社会福祉法人の大規模化・協働化について、どのように考えるか。
- 社会福祉法人の本部機能を強化するためにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の合併・事業譲渡が進むようにするにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の協働化が幅広く行われるようにするためにどのような方策があるか。
- 資金調達の多様化についてどのように考えるか。

主な意見

- ・規模が拡大することにより、多数の人が法人運営に参加し、牽制機能が働くのではないか。
- ・法人が地域で協働して取り組みをしていく中で、徐々に規模拡大が進んでいくのではないか。
- ・大規模化や協働化などにより、地域貢献を行えるような組織・枠組みにしていくことは必要ではないか。
- ・理事長の経営スキルを醸成しないと本部機能の強化は困難ではないか。
- ・本来、使途制限のない介護報酬・自立支援給付費についても、措置費・保育所運営費と同様に使途制限をしている自治体も存在するようである。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

検討会における議論の経過③

第5回(社会福祉法人の適正な運営の確保について)

主な論点

- 適切な法人運営や育成を支援する視点での指導・助言の導入、指導範囲をどのように考えるか。
- 所轄庁が実施する法人監査と地方公共団体が実施する施設監査の関係についてどのように考えるか。
- 監査において、専門家を活用した方が望ましい分野など、行政機関によるもの以外の手法を加えるなどの重層化をどのように考えるか。
- 経営診断の結果、経営悪化の兆候が見られる法人への経営改善指導の手法として、どのようなものが考えられるか。
- 所轄庁の権限移譲にあたって、どのような役割分担・連携体制を確保する必要があるか。
- 国が各所轄庁における法人監督等の状況を把握できる仕組みを構築し、平準化を図る場合どのような点に留意する必要があるか。
- 第三者評価の受審促進のためには、どのような方策が考えられるか(受審するメリットなど)。
- 認証機関・評価機関に地域ごとに差異がある現状をどのように考えるか。
- サービス間共通の評価項目を一元化することをどのように考えるか。
- サービス間共通評価項目の再整理に伴う今後の第三者評価の位置付けについて、最低基準をクリアした上での自主的な努力を評価するものに変更することについて、どのような問題があるか。

主な意見

- ・社会福祉基礎構造改革時には、行政指導・第三者評価制度などの棲み分けをしようとしていたが、現在は曖昧になっている。
- ・現在、第三者評価の受審率が低い状況にあるが、受審率が高まれば、評価者の質が上がるなど仕組みも改善されていく。
- ・適切でない財務諸表を公表しても意味がないため、公認会計士や監査法人の外部監査を義務付けるべき。
- ・非営利法人である社会福祉法人の財務状況は、サービス利用者、国民、行政などから多角的な評価されるべき。
- ・定款に記載してある目的が、多くの法人で定款準則どおり同じものになっているが、柔軟に対応するべきではないか。
- ・権限移譲にあたっては、地方公共団体が連携して、情報交換・共有、研修等を実施する必要がある。
- ・権限移譲により、小規模な自治体も法人を所管するようになったが、監査にあたって、会計の専門家を活用する方法もある。
- ・地域の福祉ニーズに応えて事業を実施する場合の支出額を公開すべき。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

「介護・保育事業等における経営管理の強化と
イコルフットィング確立に関する論点整理」に対する考え方

平成26年2月4日
厚生労働省

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、社会福祉法人の財務諸表については、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないこととしている。
- 2 また、通知上は、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当としている。
- 3 こうした中、「規制改革実施計画」や厚生労働省に設置する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）等での議論を踏まえ、平成25年度以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人に対し、インターネット上での公表を義務化することを決定したところである。
- 4 社会福祉法人は、公益性が高く社会的責任も重い非営利法人であることから、法人自らが財務諸表を公表することが責務であり、まずは、社会福祉法人及び所轄庁に対して指導を徹底するとともに、御指摘の一覧性及び検索性をもたせた公表方法については、今後、検討することとしている。
- 5 なお、標準的な様式については、現在検討しているところであり、今年度中に関係通知を改正することとしている。

(2) 補助金等の情報開示

- ・厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

(考え方)

(1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たって標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、法人単位の補助金の収入状況等も明確となるよう検討することとしている。

(3) 内部留保の明確化

- ・社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 内部留保が社会福祉事業等により生じた剰余金であるという性格を踏まえれば、当該剰余金については、まずは、社会福祉事業を実施するための建物修繕や人件費等に充当し、さらには、地域の福祉ニーズに対応するために活用するなど、あらかじめ事業計画を策定、用途を明確にした上で、法人自らが説明責任を果たすことが重要と考えている。
- 2 (1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、目的別の積立についても明確となるよう検討することとしている。

(4) 調達の公正性・妥当性の確保

厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

(考え方)

- 1 平成27年度より全ての社会福祉法人が適用対象となる社会福祉法人新会計基準においては、社会福祉法人と関連当事者（当該法人の役員やこれらの者が議決権の過半数を有している法人等）との一定の取引については、財務諸表に注記しなければならないこととしている。
- 2 (1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、上記のような取引についても明確となるよう検討することとしている。

(5) 経営管理体制の強化

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、御指摘のように法人の内部組織について、一部規定がなされていないものも見受けられるため、検討会等での議論を踏まえつつ、法令での明確化等について検討することとしている。
- 2 また、第三者評価については、「規制改革実施計画」を踏まえ、受審することに対するインセンティブなど、受審率を向上させる方策を検討することとしている。
- 3 なお、保育所に対する第三者評価の受審率目標の策定については、「規制改革実施計画」において、早ければ平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度の施行までに検討、結論」とされたこと

を踏まえ、内閣府に設置された子ども・子育て会議において検討中である。

- 4 現在、通知において、一定規模以上の法人は特に積極的な外部監査の活用を求めているところであるが、検討会等での議論を踏まえつつ、外部監査の義務化などを含めた適正な会計処理を行うための方策について、検討することとしている。

(6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

(考え方)

- 1 社会福祉法人の監査等については、平成25年度より都道府県から一般市に権限が移譲されており、今後も、地方厚生局から都道府県に権限が移譲されるなど、監査の実施環境が大きく変化している。
- 2 このため、今後の国と所轄庁との連携方策など検討会等での議論を踏まえつつ、所轄庁における人材を含めた監査体制に必要な支援の方策についても検討することとしている。
- 3 現在、所轄庁に対しては、法人監査に係る基準（法定受託事務の処理に当たり拠るべき基準）として、「社会福祉法人指導監査要綱」を示しているが、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに積極的に対応できるよう、必要な見直しを検討することとしている。
- 4 また、経営の悪化している法人に対しては、まずは、社会福祉法人の経営状態を把握することができる経営判断指標の構築を検討している。
- 5 なお、現在も、社会福祉法上、所轄庁等は、
 - ①社会福祉法人の業務又は会計の状況に関し、報告又は検査
 - ②法令等に違反し、又は運営が著しく適正を欠くと認められる場合には、措置命令

- ③措置命令に従わない場合は、業務の停止又は役員の解職勧告
- ④法令等に違反した場合にあって、他の方法により監督の目的を達することができないとき等は解散命令を命じることができることとなっているが、勧告手続の明確化などを検討することとしている。

2. 経営主体間のイコールフットイング

- ・介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットイングを確立すべきではないか。
- ・第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

(考え方)

- 1 自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

これらについては、急速な高齢化の進展に伴い、近年その数が大幅に増加しており、営利法人等の経営する有料老人ホーム等に入居する利用者数は特別養護老人ホームを上回る状況となっている。

※ 高齢者向け住まい・施設の定員数

- ・特別養護老人ホーム 約 52 万人 (平成 25 年 10 月現在)
- ・有料老人ホーム 約 35 万人 (平成 25 年 7 月現在)
- ・サービス付き高齢者向け住宅 約 13 万戸 (平成 25 年 10 月現在)
- ・認知症高齢者グループホーム 約 18 万人 (平成 25 年 10 月現在)

} 約 66 万人

2 介護保険制度においては、営利法人が行うこれらの事業も含め、同一サービス同一基準の考え方を基に報酬が設定されているため、入所施設についても、概ねイコールフットィングは確立されているものと考えている。また、保育所についても、営利法人等の参入が可能となっており、同様の考え方の下に運営費が支払われている。

3 なお、特別養護老人ホームについては、要介護度が重度で、低所得の高齢者が数多く入所しており、介護保険による補足給付や社会福祉法人等による利用者負担軽減等の低所得者の負担軽減措置を実施しているところである。これらのことなどから、公益性と経営の安定性を担保する必要があり、その設置主体は地方公共団体や社会福祉法人等に限定されている。

また、今後、更に重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図っていくため、新規入所を要介護3以上に限定する制度改革を検討しているところである。

※ 特別養護老人ホーム入所者のうち、低所得者（住民税非課税世帯）が全体の80%を占めている。

※ 補足給付：市町村民税非課税世帯の方に対する食費・居住費の補助
（特別養護老人ホームについては、平成23年度で約1700億円）

4 社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められるため、補助金や税制優遇等を受けている。

他方、営利法人はそうした規制なく、事業の効率性を追求し、利益を上げることが可能であり、社会福祉法人と営利法人等ではそれぞれ異なる役割を有している。

5 今後、多様なニーズに合った多様な施設等のサービス提供を促進していくとともに、社会福祉法人が、前述のような地域福祉のセーフティネットとしての役割を適切に果たしていけるよう、地域に不足しているサービス、低所得者や重度介護者への重点的な対応、地域福祉への貢献等を義務付けるなど、必要な制度の見直しを行うこととしている。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

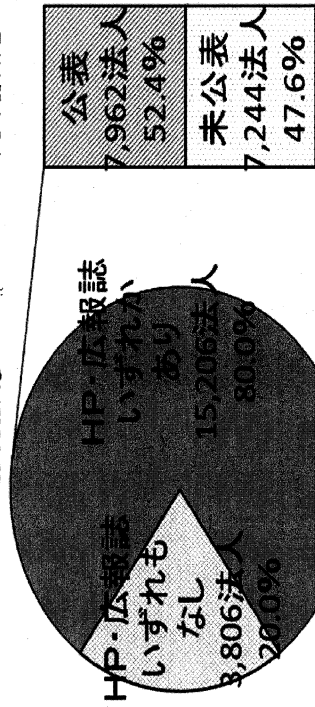
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省提出

- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

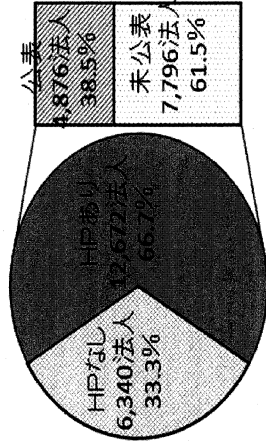
1. 社会福祉法人での公表状況

<ホームページ・広報紙いづれかの公表状況>



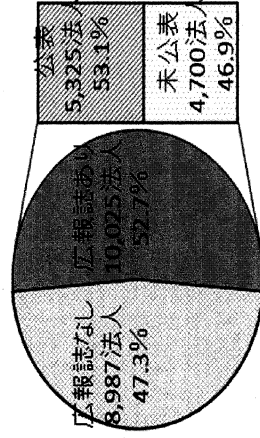
N=19,012法人

<参考：ホームページでの公表状況>



N=19,012法人
HPなしのうち1,551法人が来年度中に開設予定

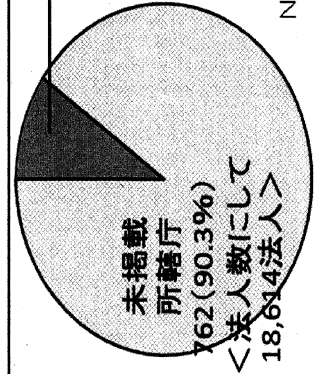
<参考：広報紙での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



N=844

掲載所轄庁
82(9.7%)
<法人数にして>
1,134法人

■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由
・HPのシステム構築に時間を要するため
・法人の了承が得られなため 等

ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

＜HPがある法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

＜HPで公表している法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

ホームページでの財務諸表の公開状況（都道府県別：平成25年7月末時点）

◆国所管

	HP開設法人数 (a)	公表法人数 (b)	公表割合 (b)/(a)
厚生労働本省	37	26	70.3%
地方厚生局	313	149	47.6%
小計	350	175	50.0%

◆都道府県（一般市含む）所管

北海道	341	206	60.4%
青森県	193	65	33.7%
岩手県	137	64	46.7%
宮城県	80	45	56.3%
秋田県	94	48	51.1%
山形県	133	69	51.9%
福島県	103	33	32.0%
茨城県	309	85	27.5%
栃木県	134	33	24.6%
群馬県	204	77	37.7%
埼玉県	440	94	21.4%
千葉県	299	103	34.4%
東京都	754	352	46.7%
神奈川県	257	113	44.0%
新潟県	192	83	43.2%
富山県	117	32	27.4%
石川県	126	33	26.2%
福井県	141	46	32.6%
山梨県	147	36	24.5%
長野県	170	75	44.1%
岐阜県	186	65	34.9%
静岡県	241	126	52.3%
愛知県	223	93	41.7%
三重県	193	90	46.6%
滋賀県	122	41	33.6%
京都府	158	50	31.6%
大阪府	425	110	25.9%
兵庫県	274	121	44.2%
奈良県	87	33	37.9%
和歌山県	109	80	73.4%
鳥取県	25	16	64.0%
島根県	157	61	38.9%
岡山県	127	40	31.5%
広島県	142	62	43.7%
山口県	115	33	28.7%
徳島県	94	42	44.7%
香川県	73	33	45.2%
愛媛県	83	39	47.0%
高知県	35	17	48.6%
福岡県	399	173	43.4%
佐賀県	124	36	29.0%
長崎県	203	58	28.6%
熊本県	263	79	30.0%
大分県	152	48	31.6%
宮崎県	140	67	47.9%
鹿児島県	262	135	51.5%
沖縄県	220	79	35.9%
小計	9,003	3,519	39.1%

◆指定都市所管

札幌市	112	47	42.0%
仙台市	52	25	48.1%
さいたま市	56	21	37.5%
千葉市	45	11	24.4%
横浜市	191	77	40.3%
川崎市	48	15	31.3%

	HP開設法人数 (a)	公表法人数 (b)	公表割合 (b)/(a)
相模原市	47	20	42.6%
新潟市	91	18	19.8%
静岡市	69	46	66.7%
浜松市	60	34	56.7%
名古屋市	131	35	26.7%
京都市	104	40	38.5%
大阪市	175	57	32.6%
堺市	73	20	27.4%
神戸市	117	43	36.8%
岡山市	50	17	34.0%
広島市	64	21	32.8%
北九州市	111	48	43.2%
福岡市	139	52	37.4%
熊本市	112	19	17.0%
小計	1,847	666	36.1%

◆中核市所管

旭川市	24	9	37.5%
函館市	20	7	35.0%
青森市	41	13	31.7%
盛岡市	33	12	36.4%
秋田市	32	11	34.4%
郡山市	17	10	58.8%
いわき市	30	8	26.7%
宇都宮市	43	7	16.3%
前橋市	39	33	84.6%
高崎市	48	9	18.8%
川越市	21	7	33.3%
船橋市	19	3	15.8%
柏市	20	4	20.0%
横須賀市	28	8	28.6%
富山市	46	15	32.6%
金沢市	65	6	9.2%
長野市	33	8	24.2%
岐阜市	25	7	28.0%
豊橋市	26	5	19.2%
豊田市	11	6	54.5%
岡崎市	24	11	45.8%
大津市	37	16	43.2%
高槻市	26	6	23.1%
東大阪市	34	7	20.6%
豊中市	22	5	22.7%
姫路市	46	15	32.6%
西宮市	32	10	31.3%
尼崎市	27	7	25.9%
奈良市	29	11	37.9%
和歌山市	34	5	14.7%
倉敷市	30	20	66.7%
福山市	68	12	17.6%
下関市	27	12	44.4%
高松市	37	14	37.8%
松山市	38	19	50.0%
高知市	24	3	12.5%
久留米市	56	44	78.6%
長崎市	80	25	31.3%
大分市	40	11	27.5%
宮崎市	57	25	43.9%
鹿児島市	83	50	60.2%
小計	1,472	516	35.1%

合計	12,672	4,876	38.5%
----	--------	-------	-------

社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**（制度改正）。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**（付属資料である財務諸表を含む。）の提出を電子データで行わせることを義務化（様式例及び審査基準の改正）。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、**②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のHPで公表**する。

